

## 契約事務取扱細則第26条の2に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

独立行政法人 国立病院機構函館病院

物品等又は役務の名称及び数量	経理責任者の氏名、名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした理由及び会計規程等の根拠条文	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
放射性医薬品売買	経理責任者 国立病院機構函館病院長 加藤元嗣 北海道函館市川原町18番16号	令和3年3月25日	公益社団法人日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2丁目28-45	国立病院機構契約事務取扱細則第17条の2第1項(法令等により契約の相手方が特定されているため)	-	27,499,780	-	0	公社	国所管	1	
保存血液等売買	経理責任者 国立病院機構函館病院長 加藤元嗣 北海道函館市川原町18番16号	令和3年3月25日	日本赤十字社北海道ブロック血液センター 札幌市西区山の手2条2丁目3-37	国立病院機構契約事務取扱細則第17条の2第1項(閣議決定により実施者が特定されるため)	-	30,954,043	-	0	公社	国所管	1	
水道料金	経理責任者 国立病院機構函館病院長 加藤元嗣 北海道函館市川原町18番16号	令和3年4月1日	函館市水道局 函館市末広町5番14号	国立病院機構契約事務取扱細則第17条の2第1項(当該業務を唯一履行できる者であるため)	-	14,954,958	-	0				
全身用X線コンピュータ断層撮影装置(CT)修理	経理責任者 国立病院機構函館病院長 加藤元嗣 北海道函館市川原町18番16号	令和3年6月30日	GEヘルスケア・ジャパン(株) 函館市石川町326-6	国立病院機構契約事務取扱細則第17条の2第1項(当該業務を唯一履行できる者であるため)	-	4,950,000	-	0				
在宅酸素濃縮装置等賃貸借	経理責任者 国立病院機構函館病院長 加藤元嗣 北海道函館市川原町18番16号	令和3年3月13日	北海道エア・ウォーター株式会社 函館支店北海道函館市西桔梗町589番地45	国立病院機構契約事務取扱細則第17条の2第1項(当該業務を唯一履行できる者であるため)	-	12,452,788	-	0				
在宅酸素濃縮装置等賃貸借	経理責任者 国立病院機構函館病院長 加藤元嗣 北海道函館市川原町18番16号	令和3年3月13日	フクダライフテック北海道株式会社 北海道札幌市中央区北13条西17丁目1番35号	国立病院機構契約事務取扱細則第17条の2第1項(当該業務を唯一履行できる者であるため)	-	7,008,120	-	0				
在宅経鼻的持続陽圧呼吸療法治療器賃貸借	経理責任者 国立病院機構函館病院長 加藤元嗣 北海道函館市川原町18番16号	令和3年3月13日	北海道エア・ウォーター株式会社 函館支店北海道函館市西桔梗町589番地45	国立病院機構契約事務取扱細則第17条の2第1項(当該業務を唯一履行できる者であるため)	-	39,916,800	-	0				
在宅鼻マスク式陽圧人工呼吸器賃貸借	経理責任者 国立病院機構函館病院長 加藤元嗣 北海道函館市川原町18番16号	令和3年3月13日	北海道エア・ウォーター株式会社 函館支店北海道函館市西桔梗町589番地45	国立病院機構契約事務取扱細則第17条の2第1項(当該業務を唯一履行できる者であるため)	-	6,626,400	-	0				
					-		-					

(注1)「再就職の役員の数(人)」欄については、厚生労働省の所管公益法人(民法第34条の規定に基づき設立された法人)に機構の常勤役職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数を記載すること。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(注3) 公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。